

ID: 205

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

処分の概要	サービス利用の決定
例規名 根拠条項	名寄市高齢者自立支援事業条例 第4条
例規番号	平成18年条例第125号
<p>【根拠条文】 (利用の申請等) 第4条 前条の事業に係るサービスを利用しようとする者は、あらかじめ別に定める申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、利用の申請に基づき、申請者及び世帯の状況等について審査を行いサービスの提供を決定するものとし、決定内容を申請者に通知しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (事業等) 第2条 事業の内容及び対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自立支援ヘルパー派遣事業 ア 事業の内容 要介護状態への進行を防止するため、基本的な生活習慣が欠如している者に対し、ホームヘルパーを派遣し、日常生活、家事及び対人関係等の支援指導を行う事業 イ 事業の対象者 要介護認定において自立と判定された高齢者等で、別に規則で定める「自立支援サービス利用判定基準」に該当する者及び市長が特に認めた者とする。</p> <p>(2) 自立支援デイサービス事業 ア 事業の内容 家に閉じこもりがちな高齢者に対して、総合福祉センター等において、日常生活訓練、趣味活動その他のサービスを提供する事業 イ 事業の対象者 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業対象者並びに別に規則で定める「自立支援サービス利用判定基準」に該当する者及び市長が特に認めた者とする。</p> <p>(3) 自立支援ショートステイ事業 ア 事業の内容 特別養護老人ホームの空き部屋を活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る事業 イ 事業の対象者 要介護認定において自立と判定された高齢者等で、別に規則で定める「自立支援サービス利用判定基準」に該当する者及び市長が特に認めた者とする。</p> <p>(4) 配食サービス事業 ア 事業の内容 定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う事業</p>	

イ 事業の対象者

おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準じた世帯並びに身体障害者であって、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると認められる者とする。

(5) 外出支援サービス事業

ア 事業の内容

移送用車両により、利用者の居宅と市内の在宅福祉サービス提供施設、医療機関などの間を送迎する事業

イ 事業の対象者

おおむね65歳以上で身体の障害及び傷病等の理由により臥床している高齢者又は車椅子を利用している者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者とする。

(6) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

ア 事業の内容

寝具の衛生管理のための洗濯及び乾燥消毒サービスを提供する事業

イ 事業の対象者

おおむね65歳以上で身体の障害及び傷病等の理由により臥床している高齢者並びに重度身体障害者であって、寝具の衛生管理が困難な者とする。

(7) 緊急通報システム事業

ア 事業の内容

急病や災害等に迅速かつ適切な対応を図るために、地域協力員による人的体制の整備、緊急通報装置の設置及び電話器の貸与を行う事業

イ 事業の対象者

おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、重度の疾病により日常生活に支障があると認められる者及び重度障害者で単身世帯の者とする。

(8) 除雪サービス等助成事業

ア 事業の内容

冬期間の快適な生活を支援するために行う除雪に対し費用の一部を助成し、又は地域の除雪体制に適合した方法により除雪事業を実施する。

イ 除雪費助成

除雪に対する助成額は別表第1に定める額とし、除雪助成券を発行する。

ウ 事業の対象者

70歳以上の高齢者、重度身体障害者及び65歳以上69歳までの虚弱と認められる者のみの世帯で、世帯の総収入の年額が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助基準額の1.3倍以下の世帯で、除雪が困難であり、家族からの援助が受けられない者とする。

2 前項第1号、第3号及び第4号の事業並びに前項第2号に規定する二次予防事業の対象者を対象とする事業の実施に当たっては、名寄市介護保険条例(平成18年名寄市条例第137号)第3条に定める事業として扱うものとする。

標準処理期間

15日

備考

設定年月日

平成28年8月15日

最終変更年月日

平成30年6月15日